



おはようございます

日本共産党
流山市議会議員

いぬいえりです



2026年8月27日 NO.61

千葉豪雨に関する緊急要望書を提出



8月26日、流山市長に「令和8年8月千葉豪雨」に関する緊急要望を提出しました。皆様から寄せられた声をもとに作ったものです。本文は長いので、市議団ホームページでみていただくか、ご希望があればお届けします。

こちらからも→
ごらんいただけます。



災害ごみ置き場を確認

今回の豪雨では、各地で災害ごみの対応が課題になっています。市内でも災害ごみへの対応に対する不満が数多く寄せられました。

市議団では8月26日、市長への緊急申し入れに続き、森のまちエコセンターに予定されている災害ごみ置き場の現地を確認しました。



床上浸水した事業者にも緊急災害見舞金

災害見舞金は、住家のみとなっていたが、今回の事態を受けて、床上浸水した事業者にも臨時の緊急災害見舞金の支給が決まりました。申請には被災証明が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。お困りごとがありましたら、下記いぬいまでご連絡ください。

発行 いぬいえり事務所 TEL/FAX 04-7157-6140 いぬい 090-8431-8329
メール: giindan@nagareyama-jcp.jp 公式 LINE (ご意見はこちらへどうぞ) →



(流山市公式 LINE より)

★床上浸水した市内事業者様へのご案内★

8月13日から大雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被災した市内事業者の安定を速やかに取り戻すため緊急的な支援を目的として、現行の枠組みを超えた特例的な緊急災害見舞金を臨時で支給します。

1. 申請受付期間

令和8年9月1日(火曜日)～令和8年10月30日(金曜日)(消印有効)

2. 支給対象者

流山市内の事業所(店舗、工場、事業所等の非住家)にて事業を営んでいて、令和8年8月13日の豪雨により床上浸水の被害を受けた事業者が対象となります。

3. 支給額

1事業者あたり一律30,000円

4. 提出書類

- (1) 流山市被災事業者緊急災害見舞金支給申請書(様式第1号)
- (2) 被災証明書の写し
- (3) 振込先口座を確認できる書類(預金通帳又はキャッシュカードの写し等)

5. 提出方法

窓口、メール、郵送

詳細につきましては、以下のリンクよりご確認くださいようお願いいたします。

「流山市被災事業者緊急災害見舞金制度」

<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/business/1006712/1055469.html>

ホームページ ID:1055469

【お問い合わせ】

商工振興課

電話:04-7150-6085

発行 いぬいえり事務所 TEL/FAX 04-7157-6140 いぬい 090-8431-8329
メール: giindan@nagareyama-jcp.jp 公式 LINE (ご意見はこちらへどうぞ) →

